

## 第3回鶴岡ごはん日本一 応募申込資格について

「鶴岡ごはん日本一」における各用語等の解釈については次とおりといたしますので、応募にあたっては次の各項をよくお読みの上、注意してお申し込み下さい。

### 1. 「49歳以下の農業者」について

大会開催日の11月10日（日）時点で49歳以下の者を指します。

また、「農業者」とは、農林水産省で公表している「令和元年度 食料・農業・農村白書」の「用語の解説」に記載されている「販売農家」又は「農業経営体」の構成員で、かつ、「主業農家」及び「準主業農家」に該当する者を指します。

- ・「販売農家」

経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

- ・「農業経営体」

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、経営耕地面積が30a以上のもの

- ・「主業農家」

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事しているもの（抜粋）

- ・「準主業農家」

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事しているもの（抜粋）

- ・農業経営体の構成員等の場合は、「主業農家」「準主業農家」の「農家所得」を農業経営体所得と読み替える。

### 2. 「主体的に栽培」について

「主体的な栽培」とは、「（育苗）、代かき、田植え、水管理、稲刈り、（出荷）」までの農作業を自ら行っていることを指します。

- ・農作業の一部のみを行っている場合（手伝い含む）、主体的に栽培しているとはみなしません。

- ・ただし、育苗を委託している場合や、苗を購入している場合は、応募可とします。また、農業経営体の構成員等で出荷を自らの名前で出荷していない場合も応募可とします。

### 3. 国・県・市町村の補助事業等を活用している場合

上記に関わらず、国・県・市町村の補助事業（農林水産省「新規就農者育成総合対策」）を活用している場合、当該事業における就農開始時期を確認したうえで申し込みを行わないと、交付停止で返還が発生する場合があります。

本大会実行委員会では、補助金返還等に対して一切の責任を負いません。

また、大会への申し込みの際し、これらの問い合わせには一切応じられませんので、事前に住居地の市町村にご確認下さい。